

富里市協働のまちづくり条例(案)についての パブリックコメント(意見募集) 手続の結果を 公表します。

総合計画では、「市民と行政が情報を共有しながら互いに責任と役割を認識し、相互信頼に基づくパートナーシップに根ざした協働・連携のまちづくりを目指す」としており、市では、協働のまちづくりのルールの条例化に向け取り組みを進めています。

市では条例制定に向けて、(仮称)富里市協働のまちづくり条例検討委員会から市長に提言された「富里市協働のまちづくり条例素案に関する提言書」を尊重し、条例化をすすめるに当たり、先般、市の条例案を公表し、それに対する市民の皆様から意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

これに対し、以下のような貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
ここに寄せられたご意見・ご提案の内容とそれに対する市の考え方を示します。

パブリックコメント手続実施結果の概要

- 1 意見募集期間 平成21年10月9日(金)~26日(月) 18日間
- 2 意見提出者数 4人
- 3 意見件数 18件

意見の内訳

条文全体の表現・表記	3件
条例である必要性	1件
前文	1件
協働のあり方	3件
市の責務	1件
具体的な施策等	4件
附属機関の委員	1件
協働のまちづくり推進委員会	1件
議会との関係	3件

条文全体の表現・表記について

意見の趣旨
<ul style="list-style-type: none">・ 文体について「前文」のように、柔かい言葉を使って読みやすくできないか。・ 表記の方法について、文字の大きさ等を変えるとか、「_____」とするとか、分かりやすくできないか。・ 全文を少しでも短く、柔かい表現で読みやすくできないか。

【市の考え方】

法令文で使用されている「～である」体は「～です・ます」体に比べて硬い表現で分かりにくいイメージがあるようですが、条文の立法作業においては、その意味を正確に表し、条例を読む人にとって解釈に紛れや誤解がないようにする事が大切です。そのため、本条例案につきましても本市における他の法令に準じて、これまで培ってきた立法技術に従い、「～である」体で策定いたしました。なお、条例に対する理解を促進するため、条文の趣旨や説明を付していくところです。また、条例の施行に合わせて市民に分かりやすい広報の充実に努めてまいります。

条例である必要性について

意見の趣旨
<ul style="list-style-type: none">・ 「条例」とされると、規律でしばり、罰則のある法律のような感じを読む前から受けてしまう。市と市民がともにまちづくりをしようという内容を一般に知らしめる文であれば、「宣言」ではだめか。

【市の考え方】

一般的に「宣言」は、一定の行動目標を具体化したものであり、努力義務規定などを示すものです。

一方「条例」は、地方公共団体がその自治立法権に基づいて制定するものであり法規のひとつです。

協働のまちづくりを成文化することについては、市民に対し、簡潔で親しみやすいことも求められますが、市民の権利(第4条)や市政への参画(第5章)の一部については、法規範として保障すべき事項も含まれております。条例は、必ずしも親しみやすいものとはならない場合がありますが、このことから形式を条例としたものです。

前文について

意見の趣旨
<ul style="list-style-type: none">・協働とは、相當に高度なレベルの相互の関係だと思うが、気安く、気軽に、はやり言葉のように協働が使われているように感じている。理解している市民等は、少ないと考えられる。そのような状況の中で協働ありきのまちづくりでなく、富里市のまちづくりになぜ協働というしくみが必要であるのかを前文に入れてほしい。

【市の考え方】

通常の法令等に、このような前文をおくことはありませんが、制定の趣旨を明言するために、前文があかれことがあります。

前文は、必ずしも具体的な規定を定めるものではありませんが、条例の一部を構成し、かつ、本則の各条項について解釈の指針を示すものです。協働が必要かについては、地方分権社会の到来、少子・高齢化、市民ニーズの多様化、経済状況、コミュニティの希薄化など、大きく時代が変動していることが要因と考えますが、この前文では多くの市民の皆様に理解され条例の理念を共有できるよう、できるだけ平易な言葉で端的に短文とするべきと考え、案のとおりとしています。

協働のあり方(協働のパートナーとの関係)について

意見の趣旨
<ul style="list-style-type: none">・協働は市民などと市が対等の立場・関係であるべきだと考える所以、第1条の条文の説明にある「参加するすべての者が目的や考え方を共有し、信頼し合える対等なパートナー」という趣旨を、第2条の用語の定義などへ入れてほしい。・第10条に「相互に対等な立場」とあるが、実際、市と市民の対等な立場をより具体的に明記しておいた方が良い。・市と市民等とが対等にまちづくりを行うことはよいが、支援の内容によっては、市民等が富里市のぶら下がり状態になるケースがあるのではないか。

【市の考え方】

「協働」の持つ意味については、第2条第1号に用語の定義として規定しています。また、協働のまちづくりを進める主体は、市民、地縁による団体、市民活動団体、事業者及び市と位置づけており、市内で活動するあらゆる者がまちづくりの主役としています。対等の関係とは市民などと市が持つばかりでなく、市民間、市民と市民活動団体など、多くの組み合わせがあります。

この条例では、第3条に協働のまちづくりを推進する基本原則として、5項目掲げ、その中で、協働のパートナーに対し、必要以上に依存又は干渉しないことや、相手の立場を尊重することなどを規定しています。

市の責務について

意見の趣旨
・市と市民の役割分担として、市民の権利を市はどのように責務をもつのか、保障するのかを明記するとよいと考える。

【市の考え方】

この条例の中で、市民の権利については「まちづくりに参加する権利」、「市政に対し意見を提言する権利」、「市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利」の3点を掲げています。このことに対する市の責務については、第15条第2項で市民の参画機会の確保に努めること、第16条で市政に対し意見を提言する方法、また、第6条第2項で富里市情報公開条例にのっとった積極的な情報の提供を規定しています。

この条例は、基本的なルールを示しています。この条例に定める以外でも、市の役割を積極的に果たすよう努めてまいります。

具体的な施策等について

意見の趣旨
・市は、第6条「基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする」、第15条「市民は市の総合計画その他の基本的な計画の立案から評価に至る過程において参画できる。」だけでなく、具体的な活動もいれていくべきではないか。 ・まちづくりは防災や福祉などのほかに、これらと密接につながる道路・河川・公園・水道・下水道などがあると思う。これらの施設系をどのようにするのかも、まちづくりであり施設系をどのように入れていくのかを条文のなかで明示してほしい。 ・市は、まちづくりだけを行っているわけではないので、他の分野について協働という仕組をどのように取り入れていくのか、条例の範囲外かもしれないが考え方をあわせて示す必要があるのではないか。 ・市民のニーズをどのように「課題」としていくのか、条文で示す必要があると思う。協働の環境づくりに含んでいるなら、ここに課題化する手順や方法など示してほしい。

【市の考え方】

まちづくりを第2条で「住み良い豊かな地域社会をつくるための取組」と定義しています。住み良い豊かな地域社会をつくるためには、ハード・ソフト両面、から取り組むことが必要であり、道路、公園などの施設についても協働によるまちづくりが必要なものと考えています。この条例案はこうした考え方を根底にしたもので、富里市における協働のまちづくりの第一歩としての基本的ルールを規定しています。条例制定後、協働のまちづくりを推進するための計画を策定する(第6条第1項)中で具体的な取り組みやその方法などについても検討してまいります。

附属機関の委員の公募について

意見の趣旨
・市の附属機関等に公募委員を含めるよう努めることで、市政に市民の視点からの意見を反映させ、市政への参画を促進するとあるが、積極的に市民の意見を取り入れるため「委員に市民を選任するときは、原則として、その全部又は一部を公募により選考しなければならない。」とすることはできないか。

【市の考え方】

協働のまちづくりにおいて市民参画はとても重要なことです。附属機関の中には、専門的知識を必要とするものや性質上公募が適さないものなどがあることから、「委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。」としましたが、市民参加の重要性に鑑み、再度、検討することといたします。

協働のまちづくり推進委員会について

意見の趣旨
・協働のまちづくり推進委員会について、まさに画期的な案であり、同条例の核であると考える。そのなかで、 (1)推進委員会の位置、権限を明記しては。 (2)委員の市民からの公募について、市政協力員、事業者の参画を明記しては。 (3)「公募」について選任基準は必要ないか。 (4)公募により、15名を常任委員とする方法と、常任委員以外にテーマごとにその都度公募する委員がいてもよいのではないか。

【市の考え方】

協働のまちづくり推進委員会は地方自治法に基づく市の執行機関の附属機関として設置し、その所掌事務は、この条例の運用や改善などについて市長の諮問に対し答申することと、協働のまちづくりについての推進などについて委員会独自に検証、審議、又は提言することとしています。委員の選定については、まちづくりの主体が網羅されるよう条例では規定していますが、公募委員の選定基準や選考方法、会議の運営方法などの詳細な事項については、別に定めることが必要と考えます。

議会との関係について

意見の趣旨
<ul style="list-style-type: none">条例作成に関する、市議会の姿勢がよく見えない気がする。市の表現に含まれているのか。市民の代表である市議会議員で構成される富里市議会との関係について、この条例で出てきたまちづくり案と各議員の意見や議会としての意見との相違が出た場合はどのようにするのか。協働のまちづくり推進委員会の位置について、特に市と市議会の関連から、より明確にしておいてはどうか。従来、市と市議会で検討、決議された事が市民に殆ど伝わっていないと感じており、市と市議会の二者に対して、推進委員会が加わり3本柱、三角の地位の関係であればと望む。市民意見として推進委員会で決議したことは、具体的にどの程度の力を有するのか関連条文を望む。

【市の考え方】

この条例案は、市民、地縁による団体、市民活動団体、事業者及び市についての協働のまちづくりの基本ルールを定めるものです。

また、この案は、(仮称)富里市協働のまちづくり条例検討委員会(構成員15名:市民団体等の代表7名及び公募による委員8名)から市長に提言された「富里市協働のまちづくり条例素案に関する提言書」を尊重し、市長が作成したもので、所要の手続きが終了した段階で議会に審議いただくこととなります。

議会は、議会に提出された条例、予算などの議案を審議し決定したり、市政が適正に行われているかをチェックし、市長は、議会の決定に沿って市政を行います。このように議会と市長は、議決機関と執行機関の関係にあり、お互いにけん制し、協力し合ってより良い市政の実現を目指しています。

なお、市長は、協働のまちづくり推進委員会からの答申等については最大限尊重してまいります。

富里市協働のまちづくり条例(案)についてパブリックコメントにより頂いた意見を検討した結果、以下のとおり一部修正を行います。

修 正 前	修 正 後
(附属機関等の委員) 第17条 市は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。次項において同じ。)の委員に市民を選任するときは、 <u>その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならぬい。</u>	(附属機関等の委員) 第17条 市は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。次項において同じ。)の委員に市民を選任するときは、 <u>原則として、その全部又は一部を公募により選考しなければならぬい。</u>
2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。	2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。
修正理由 協働のまちづくりにおいて市民参画はとても重要であることから、公募委員の積極的な登用を推進するため。	

富里市協働のまちづくり条例（案）

目次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条 第 3 条）

第 2 章 市民の権利、役割及び市の責務（第 4 条 第 6 条）

第 3 章 地域コミュニティの役割等（第 7 条 第 10 条）

第 4 章 協働によるまちづくり（第 11 条 第 14 条）

第 5 章 市政への参画（第 15 条 第 17 条）

第 6 章 協働のまちづくり推進委員会（第 18 条 - 第 20 条）

第 7 章 条例の尊重及び見直し（第 21 条・第 22 条）

第 8 章 雜則（第 23 条）

附 則

明治 22 年富里村が誕生して以来 , 先人のたゆまぬ努力により育まれた富里を , 更に心豊かで愛着のある市へと発展させ , 次代に引き継いで行くことが , 富里市で共に暮らし , 働き , 学ぶ , 私たち市民の使命です。

そのためには , まず , 私たち市民が , 自らまちづくりに参加することが必要です。

この条例にこめられた思いを , 市民と市が共有するところから「協働のまちづくり」は始まります。協働のまちづくりは , 市民と市が互いに負担を求め合うものであってはなりません。

市民の自主性が尊重され , 市民と市が互いを理解しながら目的を共有し , 市民相互及び市民と市の連携・協力をもって , 協働によるまちづくりを推進します。

そして , 富里市で活動するすべてのものが , 信頼と協力という『絆』を育み , 市民の地域活動への参加を容易にし , 市民活動を広げ , 自発的にまちづくりを考え , 更には市の施策に参画し , 市と共にまちづくりを進めます。

富里市協働のまちづくり条例は , その環境を形付け , 富里市で活動するものの権利や役割などを定める基本的なルールです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの主体となる者の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、協力し、及び行動し、もって個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民、地縁による団体、市民活動団体及び事業者(以下「市民等」という。)並びに市が、相互に相手の特性を理解し、尊重し、共通の目的に向かい、責任及び役割分担を明確にし、共に取り組むことをいう。
- (2) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者のほか、市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- (4) 地縁による団体 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団をいう。
- (5) 市民活動団体 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (7) 市 市長その他市の執行機関をいう。
- (8) 市民活動 市内で行われる市民等による自主的な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)

第3条に規定する公職及び選挙運動に関し同法の規定が準用される公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは特定の公職にある者又は政党を推薦し,支持し,又はこれらに反対することを目的とする活動

(9) 地域コミュニティ 地縁による団体,市民活動団体及び事業者をいう。

(基本原則)

第3条 市民等及び市は,次に掲げる基本原則を踏まえ,協働によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 相互に目的を理解し,目的意識を共有すること。
- (2) 相互に対等な立場で,自主性を尊重すること。
- (3) 相互の特性及び役割を理解し,協力すること。
- (4) 相互に必要な情報を提供し,共有すること。
- (5) 相互の役割は,自助,共助及び公助に基づき,課題解決にふさわしいあり方で果たすこと。

第2章 市民の権利,役割及び市の責務

(市民の権利)

第4条 市民は,まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は,市政に対し意見を提言する権利を有する。

3 市民は,市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は,自らがまちづくりの主体であることを認識し,地域社会に关心を持ち,自らができるることを考え,積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は,自らが地縁による団体の担い手であることを認識し,その活動への理解を深め,自主的に参加し,又は協力するよう努めるものとする。

3 市民は,市民活動への理解を深め,その活動に自主的に参加し,又は協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は,協働によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を策定し,実施するものとする。

- 2 市は、協働によるまちづくりが円滑に推進されるよう、富里市情報公開条例（平成13年条例第2号）にのっとり、必要な情報を積極的に提供するとともに、市民に分かりやすく機能的かつ効果的な組織運営に努めなければならない。
- 3 市長は、市職員に対して協働によるまちづくりに関する研修等を実施し、市職員がその重要性の認識を深めるよう努めなければならない。
- 4 市職員は、自らの職務遂行能力の向上のための自己啓発に努めるとともに、市民等との協働の視点に立ち、市民等との信頼関係の向上に努めなければならない。

第3章 地域コミュニティの役割等

（地縁による団体の役割）

- 第7条 地縁による団体は、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題解決に向けて計画的に取り組み、安心、安全で住み良い地域づくりに努めるものとする。
- 2 地縁による団体は、様々なまちづくりの主体と交流し、及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

（市民活動団体の役割）

- 第8条 市民活動団体は、市民活動の持つ社会的意義を自覚するとともに、自らの持つ知識、専門性等を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。
- 2 市民活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。
 - 3 市民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流し、及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。
- #### （事業者の役割）
- 第9条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(地域コミュニティの連携と協力)

第10条 地域コミュニティは、協働によるまちづくりを推進するために、相互に対等な立場で連携と協力に努めるものとする。

第4章 協働によるまちづくり

(協働によるまちづくりの推進)

第11条 市民等及び市は、地域に即した課題解決のため、相互に特性を活かし合い、補完し合いながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

(協働の環境づくり)

第12条 市民等及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動の場及び交流の場の整備等必要な環境づくりに努めるものとする。

(担い手づくり)

第13条 市民等及び市は、まちづくりの担い手の発掘及び育成に努めるものとする。

2 地域コミュニティ及び市は、市民に体験及び学習の機会を提供するよう努めるものとする。

(情報の提供及び共有)

第14条 市民等及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を分かりやすく提供することにより、その情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。

第5章 市政への参画

(政策形成過程への参画)

第15条 市民は、市の総合計画その他基本的な計画の立案から評価に至る過程において参画することができる。

2 市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。

(市民参画の方法)

- 第16条 市は、市の総合計画その他基本的な計画を策定するときは、パブリックコメント(市が基本的な計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民その他規則で定めるものの意見を求める手続をいう。)を実施するものとする。
- 2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を原則として公表しなければならない。
- 3 市は、市の総合計画その他基本的な計画を策定するときは、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項のうち一以上を実施するものとする。
- (1) 説明会の開催
 - (2) アンケート調査の実施
 - (3) ワークショップの開催
 - (4) 意見交換会等の開催
 - (5) 審議会等の設置
 - (6) その他市長が必要と認めること

(附属機関等の委員)

- 第17条 市は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。次項において同じ。)の委員に市民を選任するときは、原則として、その全部又は一部を公募により選考しなければならない。
- 2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

第6章 協働のまちづくり推進委員会

(協働のまちづくり推進委員会)

- 第18条 市長は、この条例の実効性を高めるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、富里市協働のまちづくり推進委員会(以下この章において「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第19条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、協働によるまちづくりに關し、次に掲げる事項について検証し、審議し、又は提言することができる。

- (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。
- (2) 市民活動の促進に係る施策に関すること。
- (3) 市政への参画に係る推進施策に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第20条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民のうちから公募により選任した者
- (2) 地域コミュニティ関係者
- (3) 有識者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 条例の尊重及び見直し

(条例事項の尊重)

第21条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則であり、市民等及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。

(条例の見直し)

第22条 この条例は、必要に応じ、見直しを行うものとする。

第8章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。